

# 特別障害者手当をご存じですか？

## 1 対象となる方

日常生活において、常時特別な介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の方。

※著しい重度の障がいとは、2か所にそれぞれ2級以上相当の障がいがある場合やそれに準ずる状態であること、また寝たきりに近い状態など。

また、障害者手帳を所持していなくても、診断書等の判断により、認められる場合があります。

## 2 申請に必要なもの

※各書類は役場窓口にあります。

- ①診断書（特別障害者手当用診断書）
- ②住民票・所得証明書（世帯全員分）
- ③本人名義の通帳
- ④その他必要な書類（認定請求書・所得状況届・承諾書など）

## 3 認定に関して

役場窓口へ提出された書類を、県が審査し認定の可否を決定します。

## 4 支給額

月額 27,350円（令和3年9月現在）

## 5 その他注意事項

手当の申請には所得制限があります。また、在宅のほかに、グループホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居されている方も、対象となります。ただし介護保険制度の施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設など）に入所されている方、障害者支援施設などに入所されている方、病院に3ヶ月を超えて入院されている方は対象となりません。

## 6 書類提出・お問い合わせ

芦屋町役場 福祉課 障がい者・生活支援係

☎093-223-3530

## 7 手当・支給認定に関するお問い合わせ

宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎 社会福祉課 高齢・障害者福祉係

☎093-201-4162

